

届出製造・修理・販売事業の変更届出に必要な書類等

(住所・氏名等の変更、工場の移転等の場合)

令和 6 年 1 2 月

宮城県計量検定所

1 住所変更

(1) 「届出書記載事項変更届」(計量法施行規則「様式第3」)

- 各記載例参照
- 必要部数＝製造・修理・販売事業：2部
- 1部は返却用に使います

(2) 「履歴事項全部証明書」の原本(法人の場合)又は「住民票」の原本(個人の場合)

- 3ヶ月以内のもの
- 必要部数＝製造・修理・販売事業：1部

2 氏名、名称又は代表者の変更

「1 住所変更」に同じ。

3 工場等の所在地、その名称又は箇所数の変更

(1) 「届出書記載事項変更届」(計量法施行規則「様式第3」)

- 各記載例参照
- 必要部数＝製造・修理・販売事業：2部
- 1部は返却用に使います

(2) 「変更の事実を証する書面」(会社パンフレット、案内状、事業所案内図等)

- 必要部数＝製造・修理・販売事業：1部

4 検査のための器具、機械又は装置の器物、能力、数量等の変更

(1) 「届出書記載事項変更届」(計量法施行規則「様式第3」)

- 各記載例参照
- 必要部数＝製造・修理事業：2部
- 1部は返却用に使います

(2) 「基準器検査成績書」の写し又は「JCSS 認定事業者校正証明書」の写し

- 必要部数＝製造・修理事業：1部

(3) 「基準器等の賃借契約書」の写し(基準器等が賃借関係にある場合。)

- 必要部数＝製造・修理事業：1部

※なお、届出者の住所を記載した「返信用封筒」及び「所要額の郵便切手」も提出(同封)してください。これは、届出書記載事項変更届1部を届出者に返送する際に使用するものです。